

明治後期長野県における小学校郷土科に関する基礎的考察

—設置目的と形式について—

熊田 禎 介*

1. 本研究の目的と方法

本研究の目的は、明治後期における小学校郷土科について、長野県内の実践事例に即して、その設置目的と形式について考察することにある。明治後期における郷土科としては、東京高等師範学校附属小学校(以下、「東京高師附小」とする)における実践が代表的な事例として知られる。棚橋源太郎の実科教授法などを理論的背景にもつ東京高師附小の郷土科については、梅根悟により戦前における「社会科的なもの」として位置づけられて以来⁽¹⁾、社会科前史の観点から典型的な実践事例の一つとして取り上げられ、これまでも多くの研究の蓄積がある。しかしながら、その実をひもといてみると、東京高師附小における事例や若干の地方の事例を除いて、全国的な実態についてはほとんど明らかにされていない状況にある。すなわち、明治後期の郷土科については、当時の教授法書や教育雑誌上をはじめ多くの関係記事が確認できるが、その実態が確認できないため地方においてはほとんど設置されることがなかったのではないかとされてきたのである。以上のような背景から、地方における郷土科の事例については、その実際や設置の経緯などを含め、未だ十分な検討がなされているとは言いがたい。本研究は、このような地方における郷土科の実践事例の発掘・分析と、さらには、そうした地方の事例をふまえた上での郷土科の性格や位置づけを明らかにすることを意図するものである。

筆者は、先に明治20年代後半～40年代の長野県松本尋常高等小学校における「雑科」の実践の展開過程を明らかにするなかで、後に設置される当校の郷土科の目的と共通する側面があることを指摘した⁽²⁾。そのなかで課題として浮かび上がったのは、当校の雑科から郷土科への移行がいかなる内実と背景をもつものであったのかという点であり、そのために当校をはじめとした県内各地域における郷土科の実態を明らかにし、比較・検証する必要があるということであった。本研究で対象地域として取り上げる長野県では、この時期、県内各地域の小学校をはじめ、教育会や職員会・教員会などを主体とした多くの取り組みがなされており、同一県内においても各地域の研究・実践の存在を確認することができる。これまで本格的な研究対象とされてはこなかったこうした実践事例を考察することで、以上に述べた研究課題にこたえるための基礎的見地を得ることが本研究における1つの目的である。具体的な研究の視点としては、県内における小学校郷土科の事例について、(1)「教科目」としての目的(性格)がどのように捉えられているのか、そして、(2)その設置形式としてカリキュラム上にどのように位置づけられているのかの2点とする。なお、具体的な史料としては、教育雑誌や著書、研究会記録などの諸史料のほか、各小学校の教授細目などの実践史料を用いることにより、実際の教授実践についても可能な限り明らかにしたい。

*筑波大学大学院博士課程教育学研究科

2. 明治後期における小学校郷土科の設置経緯とその性格

(1) 明治期における「郷土教育」の変遷

本節では明治期における「郷土教育」の展開を、教則の変遷を中心に概観することとする。わが国の郷土教育の歴史的展開は、明治初期の「ベスタロッチ主義」による開発教授の理論と実践にその端緒をもつ。その代表的な教授書として著名な若林虎三郎・白井毅『改正教授術』は、その指導書として開発教授の理論の全国的な啓蒙・普及に多大な役割を果たしたのである。1881(明治14)年の「小学校教則綱領」では、「郷土教育」に関する内容規定が初めて示されたが、その第14条によれば、「地理ハ中等科ニ至テ之ヲ課シ先学校近傍ノ地形即ち生徒ノ親ク目撃シ得ル所ノ山谷河海等ヨリ説キ起シ漸ク地球ノ有様ヲ想像セシメ」とされている。ここでは郷土という用語は用いられてはいないものの、地理科の教授内容を郷土に関わる身近な材料から始めるべきであると明確に示されたのである。また、1891(明治24)年の「小学校教則大綱」(以下、「大綱」とする)においては、教則上の内容規定に初めて「郷土」という用語が用いられた。「大綱」では、第6条で日本地理について「尋常科ノ教科ニ日本地理ヲ加フルトキハ郷土ノ地形方位等児童ノ日常目撃セル事物ニ就キテ端緒ヲ開キ」とし、また、第7条で日本歴史について「尋常小学校ノ教科ニ日本歴史ヲ加フルトキハ郷土ニ関スル史談ヨリ始メ」とし、さらには第8条で理科について「最初ハ主トシテ学校所在ノ地方ニ於ケル植物動物鉱物及自然ノ現象ニ就キテ児童ノ目撃シ得ル事実ヲ授ケ」と規定するなど、従来の地理だけではなく日本歴史や理科にもその範囲が拡大し、教授内容として郷土に関する材料が直観教授の初歩的教材に加えられたのである。このように、この時期の「郷土教育」は、郷土に関する教材によって直観教授を行うといった方法的色彩が強い点にその全体的特色があるといつてよい。

しかし、1900(明治33)年、「小学校令」の改正に伴い公布された「小学校令施行規則」(以下、「施行規則」とする)において、「大綱」中に示されていた尋常科の地理、日本歴史、理科に関する内容規定が全て削除されるという教則上の大きな変化が起こる。これにより、尋常科における郷土地理、郷土歴史、郷土理科に関する内容の教授は、教則の規定上からその姿を消すこととなった。こうしたなかで、郷土科に関する議論が明治後期から大正前期にかけて盛んに登場してくることとなるのである。

(2) 明治後期における郷土科特設論とその背景

明治後期において郷土科特設論が登場する制度的背景としては、以上で見てきた1900(明治33)年の「施行規則」における郷土地理、郷土歴史、郷土理科に関する内容規定の削除という教則上の変化を、まず考慮する必要がある。つまり、それまで地理科や歴史科、理科などの教科目を通して「郷土教育」が担ってきた初歩的直観教授とさらには実科教授の役割をもつ代替的な「教科目」の必要性が認識されてくるのである。また、こうした制度的背景のほかにも、明治20年代後半以降の「ヘルバルト主義」教授法の隆盛や、さらに直接的には同30年代からのドイツのハイマート・クンデ(Heimatkunde)の影響といった教授思潮上の影響も看過し得ない背景である。特に、「ヘルバルト主義」の教授理論における教材統合論は、従来、分化していた「郷土教育」を総合的な教科目として独立させるための有力な理論的根拠となりえたのである⁽³⁾。こうした郷土科特設論の先駆的な著書として取り上げられてきたのが、1902(明治35)年の増澤長吉・桂信次郎『郷土科教授指針』である⁽⁴⁾。そこでは、ラインの郷土科論とベルゲマンの社会科の思想に影響を受け

つつ、郷土の教材を児童の発見し得る順序に従って総合的に取り扱う郷土科を特設することで、一方では地理、歴史、理科等の事物教授の基礎とし、他面では国民的・社会的教養の基礎をなすことが主張されている。このように、明治30～40年代にかけて、以上のような制度上、教授思潮上の背景から郷土科特設の議論が盛んに主張されるが、その画期的な著書が1911(大正元)年の牧口常三郎『教授の統合中心としての郷土科研究』であった。ここで牧口は郷土科を全ての教科目の統合中心として位置づけたのである。そして、このような郷土科特設論に対して、それに実践上の先鞭をつけることで直接的な動機を与えたとされるのが、1901(明治34)年の東京高師附小における郷土科の特設であったのである。東京高師附小では、1900(明治33)年の「小学校令」の改正に対応するかたちで、1901(同34)年に「尋常地理歴史理科」を設置し、それが1903(同36)年の『小学校教授細目』において結実する。この「尋常地理歴史理科」は、「直観教授」(1, 2学年)、「郷土科教授」(3年および4年の一部)、「地方的地理歴史」(4年の2, 3学期)に大別されるが、そのうちの「直観教授」が「観察科」と、「郷土科教授」が郷土科とも呼称されている。

(3) 地方における郷土科の実践の方向性

以上の東京高師附小における郷土科の事例について、中野光は棚橋源太郎の実科教授論にふれながら、このような教科目の特設が可能になったのは、「東京高師付属小学校は、文部省と交渉して同校第一部小学校に特に独立教科として実科を設けることを認めさせた」ためであり、「棚橋の実践と研究はこのような特別の条件のもとで展開された」としている⁽⁵⁾。しかし、その一方において、この東京高師附小の郷土科の実践については、「当時盛に主張され始めた郷土科特設論と相俟つて、一般教育界に可なりな影響を及ぼしたものと考へられる。併し乍ら高等師範学校附属小学校以外にそれがどれ程広く実施されたかは明瞭ではない。勿論同校と同一の形式でそれを実施した所は極めて尠ないであらうとは思はれるが、併し国語科の一部を削いて郷土的事物に依る直観初歩教授を実施していた所は可なり多かつたように想像される」とされてきたのである⁽⁶⁾。

ここで述べられているのは、東京高師附小における郷土科の実践の位置と地方における郷土科の実践に対する多大な影響とである。しかし、地方における郷土科の実践の方向性は、教則上の理由から特に設置形式の面において制限されたものとなっていることを前提としておさえる必要がある。すなわち、大多数の一般校では、郷土科を独立した教科目として特設することは非常に困難であったためにそれに代替する教科目、多くは国語科の時間を一部割くかたちで郷土科が設置されることとなったと考えられるのである。何よりもこの点が東京高師附小の郷土科との大きな懸隔となっていたといえよう。ただ、東京高師附小でも郷土科が特設される以前においては、棚橋源太郎による国語読本における地理、歴史、理科に関する教材研究のように国語科における実科的教材の研究がなされており、それらは当校以外でもこうした実科に関する実践の可能性を示すものであるとの指摘もある⁽⁷⁾。では、実際には長野県における小学校郷土科の実態は、いかなるものであったであろうか。

3. 長野県内における小学校郷土科の設置事例

(1) 県内における小学校郷土科に関する研究動向

本節では、長野県内における郷土科に関する研究動向として、信濃教育会の機関紙『信濃教育会雑誌』の記事などを中心に見ることとする。本誌上には明治20～30年代初頭にかけて多くの郷

土研究に関する論説や記事が掲載されているが、特に郷土科に関する論説や記事が比較的頻繁にあらわれるのは、明治30年代後半以降である。それらの具体的内容は、主に国定国語読本中の郷土的教材の内容や配列に関する調査・研究といった性格をもつものである。こうした論説、記事は、この時期比較的多数確認することができる⁽⁸⁾。これは、県内における郷土科に関する研究の契機の一つが、先述した1900(明治33)年の「小学校令」の改正に伴う「施行規則」の公布、さらには1904(明治37)年4月からの県内における国定国語教科書の使用開始にあることの一つの証左といえる。つまり、この時期の県内における郷土科の研究動向は、その実践的対応という性格を多分に有していたと考えられるのである。そのようななかで、注目されるのが1904(明治37)年4月からの県内における国定国語教科書使用に対応して、信濃教育会が行った国定国語読本の調査研究に関する記事である。同会では、1905(明治38)年、国定国語読本について取調要項に基づき調査研究各部会の意見を徴し、それをまとめたものを翌年5月に文部大臣に上申している。そのなかでは、次のような文脈において郷土科設置の必要性が示されている⁽⁹⁾。

「一、国語科ハ形式(文字組立)ヲ主トシ内容ハ郷土科又国民科ヲ設ケテ其科ニ於テナルベク授ケラレンコトヲ望ム」

ここでは、先述した「施行規則」における郷土地理、郷土歴史、郷土理科に関する内容規定の廃止に対応して、従来、地理科や歴史科、理科が担ってきた役割を国語科に引き継ぎ、特にその内容的側面を郷土科や国民科を設置し教授する構想が示されている。すなわち、教則では尋常科において地理、歴史、理科といった実科的教科目が削除されたため、それに代替する「教科目」または教授内容が必要であったのである。信濃教育会によるこの調査研究が、実際に各地域の部会にどのように捉えられ、それが郷土科のなかにどのように反映したかといった関連性を窺うことはできないが、たとえば、東筑摩郡校長会において協議事項として「郷土科調査の件」が挙げられているほか⁽¹⁰⁾、下伊那郡校長会では「郷土科国民科及び実業教科目調査案」について協議がなされ、結果、その実施が承認されている⁽¹¹⁾。また、下伊那郡の事例では、郷土科が国民科などと並び実業的な「教科目」の一つとして捉えられていることも注目される。これに関連して、この時期は日露戦争勃発と実業教育振興策を背景として、実業教育に関わる「教科目」の必要性和設置を求める議論が『信濃教育会雑誌』上に、特に手工科の設置如何に関わる論説、記事を中心に多数見受けられる。そのような文脈において、郷土科の設置を求める議論としては、次の長野市教育会による報告が代表的な事例の一つである⁽¹²⁾。

「一、郷土科又は国民科(市民科)の一学科を特設するか時宜によりては他学科と連絡せしめて国民の実質生活に密接関係ある材料を題目として教授すること」

1909(明治42)年の第7回全国連合教育会における文部省による「小学校の教授を実用的ならしむる方案如何」との諮問に対するこの答申案は、「実業教育振興策と呼応して教授の結果をより『実用的』にせんがために、郷土教育を実践する主張」⁽¹³⁾と位置づけられるであろう。

さらに、県内における郷土科の研究動向として注目できるのは、1910(明治43)年2月5、6日の両日に開催された長野県内小学校尋常三・四学年会において、研究問題の一つとして大きく取り上げられている事実である。この長野県内小学校連合学年会とは、長野県師範学校附属小学校の

主催により開催され、県下の教育会各部会の下部組織である支会を単位にした連合学会の代表が一堂に集まり研究討議を行ったものである。その特徴と意義は「従来の講習・伝達・指示という形式ではなく、県下各地域の教員代表が実践から生じた問題をもちより、研究の成果を深め、共通の問題とする方式であった」ことにあった⁽¹⁴⁾。その意味においても、「郷土科の教材及教授の時期並に方法如何」という研究問題が、修身科や読方科、綴方科、算術科、図画手工科などの教科目や教授一般、訓練に関する研究問題とともに取り上げられたのは、日露戦争後の戊申詔書の発布、地方改良運動の展開といった時代的背景をもちながら、何よりも県内各地域における実践上の課題として重要視されていたからに他ならない。研究録は、「学会当日ノ模様」を、「南佐、諏訪、下高井、長師、下水内等ノ意見発表アリ皆着実ナル意見書ヲ携ヘテ論シ去ル」と伝えている。なお、意見発表の内容項目を挙げると、次のようになる⁽¹⁵⁾。

	職員会・教員会名	意見発表内容項目
1	南佐久郡乙組職員会	郷土科の目的、郷土の意義及び範囲、郷土科教授方案(尋)
2	北佐久郡丁組職員会	郷土の意義及範囲、郷土科教授の目的、郷土科の教材、郷土科教授の時期、郷土科教授の方法
3	小県郡乙組職員会	郷土科教授の時期、教材、方法
4	諏訪郡高島四賀組合会	教授の時期及時間、教材、教授の方法
5	東筑摩部会北部支会	教材
6	南安曇郡南部職員会	教材、教授の時期、教授の方法
7	上高井郡南部職員会	郷土科の教材、時期
8	上水内郡東部職員会	郷土とは何ぞ、郷土の範囲如何、郷土科の目的如何、郷土科の教材如何、是れが教授の時期如何、教授の方法如何、教授の形式、教材の排列
9	上水内郡平坦部職員会	教材論(総論、郷土科の目的、郷土科の内容的智識、郷土科の立脚地としての郷土、材料選択の標準、教材の梗概)、教授の時期(教授の時期は尋常三四年に於て課するを適當と認む、教授の時間)、方法論(教授上注意すべき諸点、設備、教授の段階、校外教授の順序)
10	下水内郡第三部職員会	郷土科の要旨、教授時間、方法
11	長野県師範学校附属小学校	郷土科教授の意義(郷土の意義及其の範囲、郷土科の意義に対する諸説、吾人の採用せる意義)、他教科に対して郷土科の立場(独立教科とするか附随的教科とするか、教授を初むる時期及時間)、郷土科の教材(選択、排列、地理歴史理科等の教材)、教授方法(實際上の取扱い、教室内に於ける教授、郊外教授)
12	下高井郡往郷小学校 (山口菊次郎案)	郷土科に対する見解、郷土科教授の実際案、教授上の注意

※『長野県内小学校尋常三四年级研究会研究録』(1910[明治43]年)により筆者作成。なお、7、10の2職員会の発表内容の項目立てがなされていない部分については、内容の概要を示した。

以上の内容項目からも分かるように、郷土科の教授内容や時期といった問題に対して各職員会・教員会から出された意見の内容は非常に多様なものとなっている。

まず、郷土科の設置目的についてふれている職員会・教員会の意見を見ると、たとえば、南佐久郡乙組職員会では「郷土科は郷土を読むことによりて児童をして自己の郷土を完全に了承せしめ、自己の郷土を愛する情を養ひ兼て(地、歴、理、)実科教授の基礎観念を與へんとす」とし、郷土愛の育成と実科の初歩教授を目的としている。北佐久郡丁組職員会では、「1 主として地理的基礎観念の養成」、「2 郷土其ものを知らしむ」、「3 歴史的基礎観念の養成」、「4 地図を読む力を養ふこと」、「5 形式的陶冶(愛郷心の養成、人格の形成等)」の5つをもって郷土科教授の目的とし

ている。上水内郡平坦部職員会では、「1 愛郷心を養成すること」、「2 国民的思想を養成すること」、「3 自然を愛する念を養はしむ」ことを挙げている。このように、各職員会では地理、歴史を中心とした実科の基礎観念の養成といった従来の目的とともに、愛郷心・郷土愛の養成を郷土科の目的に挙げるものが比較的多く確認できる。すなわち、この時期には従来の実科教授や直観教授の初歩という目的に加えて、愛郷心や郷土愛の養成が重要な目的として認識されてくるのである。

また、設置形式をめぐることは、郷土科を独立した「教科目」として特設すべきか、または附設的な「教科目」として国語科などの教科目の時間を割くかたちで設置すべきかという点が一つの論点となっている。注目すべきものとしては、たとえば、南佐久郡乙組職員会では「郷土科の目的は小学教科全部に係り而かも小学教育の全期間に渉り始終継続して達し得べきものにして一年二年の短期間に於てなし得べきものにあらず」との立場から、尋常1学年～高等2学年までを各段階に分けて郷土科の教授を行う構想が示されている。その設置形式は、尋常1, 2学年（「思想の矯正及び整理の時期」）は国語、手工、図画に「附帯」、尋常3, 4学年（「系統的基礎観念養成の時期」）は「特設」、尋常5, 6と高等1学年（「各分科的観念の時期」）は地理、理科、歴史、修身に「附帯」、高等2学年（「統合的完成の時期」）は地理と「附帯的独立」とするもので、各学年段階における郷土科の教授目的に即して設置形式を変えるなどの工夫が見られる。また、主催校である長野県師範学校附属小学校は、この問題を「他教科に対して郷土科の立場」の項目のなかで、郷土科を「独立教科とするか、附帯的教科とするか」と直接的に取り上げ、当校としては「附帯的教科」とするとの結論を示している。その理由としては、①現行の教則では国語科の教授時数が多く、「附帯」させるのに十分であること、②修身教授や一般の儀式的国民祭祀等においても郷土科の内容を扱う機会が多い、よって「他教科」との連絡の上でも「附帯的」とするのが便利であること、③「独立教科」とした場合、実際上は細目に流れ高尚に失し、かえって児童の心意に適さない教授になる恐れがあることが挙げられている。このように見ただけでも、各職員会・教員会による郷土科の構想と議論は、教則上に即しながら各職員会・教員会の実践上の対策などを具体的に示すなど実際的なものとなっていることも指摘できる。

(2) 県内の小学校における郷土科の設置事例

以上、前節では長野県内における郷土科の研究動向を『信濃教育会雑誌』の記事を中心に見てきたが、本節では、実際の教育現場である小学校に目を移し、以下の各校における郷土科の実践事例に即して、その設置目的と形式について見ていくことにする。

① 長野県師範学校附属小学校における事例

当校における郷土科は1903(明治36)年に国民科とともに新設されたものであるが、『信濃教育会雑誌』では設置当初の様相を次のように伝えている⁽¹⁶⁾。

「郷土科の新設

従来は読本其他にて散見したる事実の予備として郷土の事物材料を其折々に教授し来りたるも爾来は児童が親接せる手近の事柄は其実に就き一々目撃せしめて其知識を明瞭に會得せしめ他日地理歴史理科の系統的教授を為すへき準備たらしめ尚読本其他に於て之か事項に出会へる時は直に児童の胸中に其何たるを推知し得しむるにあり而して尋常科三学年より毎週二時間宛国語教授時間中より融通して別立せしむる筈なりと云ふ」

ここからは、新設当初における当校の郷土科が地理、歴史、理科といった実科の初歩教授を目的としながら、教授方法上においては実地観察を重視した「別立」、つまり「特設」の郷土科が構想されていることが窺える。しかし、翌年の1904(明治37)年、当校が国定教科書の使用にあわせて作成した教授細目では、当初の設置目的・形式とは異なった当校の郷土科の構想が示されるに至っている。細目の「ハシガキ」では、次のように述べられている⁽¹⁷⁾。

「今日迄研究シテ来タ国民科・郷土科・家事科ノ如キワ実ニ此ノ補説事項トシテ、関係題目中ニ編入シタノデアル、別ニ此等教科ノ要目ヲ附録トシテ細目中ニ入レタノワ、小学校ノ教科トシテ吾人ワ、カヽル教材ノ必要ヲ要求スル見地ヲ発表シタイカラデアル、従来ワ特設シタガ、今日以後ワ、補説スルノミトシテ、法令ノ規定内デ、其事項ガ教授シタイ。」

このように、当校の郷土科の設置形式は、先に見た1903(明治36)年段階では「特設」する構想が示されていたのに対して、ここでは尋常科3、4学年の国語科読方に「補説事項」として位置づけられているのが何よりも特徴的である⁽¹⁸⁾。既存の教科目のほかに国民科や家事科をはじめ郷土科に関する教材の必要性は認めながらも、国定国語読本の教材配列に準拠しつつ教材を郷土に関する素材を通して「補説」することで具体化して教授するという実践の方向性が模索されているのである。国語科読方の細目中の「郷土科資料要目」によれば、当校の「郷土科ノ要旨」は「人類ガ其生育ノ当初ニ於テ、薫化セラレタ環境即チ郷土ニ於ケル自然及人文ノ大要ヲ理會セシメ、兼テ自然物ヲ愛シ、又愛郷土心ノ養成ニ資スル」ことにあった。

② 諏訪郡高島尋常小学校における事例

諏訪郡における中心校であった当校では、1906(明治39)年に郷土科が設置されたとされる⁽¹⁹⁾。当校の郷土科については、先述した長野県内小学校連合学年会における諏訪郡高島四賀組合会による意見発表のなかでも、その概要が示されている。しかし、ここでは当校の郷土科の実践事例に即して、1906(明治39)年に作成された「郷土科細目」の「郷土科細目編纂につき」と題された序文を材料に見ていくことにする。当校の郷土科の設置経緯の背景には、序文を見る限り、現行の教則における以下のような教材の不足の認識があったと考えられる。序文では、まず「今日の尋常小学校に課してある法令上の学科以外吾人は猶左の種の者を要求する」として、以下の4つにわたる内容を挙げている。

1. 直観教授による地理理科歴史国民科等の基本的初歩観念
2. 日本地理初歩
3. 日本歴史初歩
4. 行政司法立法国民の権利義務にして必須なる観念大要

序文では、このうち、「1」の内容について、郷土科の「最も重要なる地位を占むべきもの」との認識に立ち、直観教授に重点がおかれた郷土科が構想されている。なお、以上の「2」、「3」、「4」項の内容は直観教授に属さないものであるが、高等科における地理、理科、歴史、国民科の「階段」として予備の意味で教授する必要があるとし、それが「直観科」や「実科」という名称を取らない所以であるとしている。当校の郷土科は、これら4項の内容を合わせたものとして構想さ

れており、「斯く分科的ならざるが郷土科の特徴である」。このように、当校の郷土科の「教科目」としての性格は、何よりも直観教授の初歩観念の育成に重点をおいている点であろう。またここでは、郷土科と国民科との関係について、郷土科はあくまでも高等科における国民科の初歩教授をなすものとして捉えられている。設置形式については、尋常科1学年から4学年まで国語科の時間を割くかたちで設置されており(1・2学年では毎週30分, 3・4学年では1時間), 国語科との関連については、国語読本中の材料を郷土科教授の予備あるいは応用として十分に活用すべきであるが、あくまでもそれに附随することのないようにとの留意が求められている。

③ 松本尋常高等小学校における事例

当校における郷土科の設置は、1906(明治39)年3月に地歴研究委員会が尋常科4年用の『郷土誌』を編集したことに始まるとされる⁽²⁰⁾。しかしながら、郷土科の設置をめぐることは、同じく1906(明治39)年に当校の国語科研究会において、以下のような決定が出されている⁽²¹⁾。

「尋常科に於ける郷土科及国民科

尋常科国語読本中にハ固より十分と謂ふ能はさるも相応なる郷土的地理材料及法制的経済的地理材料を有せり此等の材料を郷土の實際に就き直観的に吟味せしむるときは十分基礎観念を養ひ得べきものなり故に郷土科国民科を特設するの必要なし」

しかし、こうした国語科研究会における決定は、先述した当校の雑科の1907(明治40)年の廃止によって、大きく変更されることとなった。すなわち、雑科の廃止に伴い、国語科において週1時間、「松本町、松本地方、長野県の地理及歴史」を「普通地理」として教授する目的の「郷土地歴科」が加設されることとなったのである⁽²²⁾。おそらくは、これが一つの布石となり、1911(明治44)年の主任会における協議の結果、作成されたものが当校の「郷土科教授要項」⁽²³⁾である。ここでは、それまで実施されてきた郷土科をふまえた上で、当校の郷土科の在り方が明確に位置づけられている。要項では、まず「趣旨」として当校の郷土科の要旨と教材選択の基準などが示され、その上で「実際案」として尋常科1～4学年までにわたる教材が提示されている。要項によれば、当校の「郷土科ノ要旨」は「直観的ニ郷土ヲ理解セシメ兼ネテ愛郷心ヲ養ヒ観察ヲ精密ナラシムル」ことにおかれていたが、その詳細を示すと以下ようになる。

直観的ニ郷土ノ理解	1.地理, 歴史, 理科ノ基礎観念養成
	2.郷土ノ教材ヲ一般教材中ノ系統ニ入ル(教材ノ差別的方面)
愛郷心	墳墓, 氏神, 家族, 朋友, 郷土ノ偉人, 生長ノ土地ニシテ不知不識強キ印象ヲ与フ, 此ノ情ハ他郷ニ到リテ最モ痛切ニ感ズルモノナリ
精密ナル観察力	材料ヲ近キニ取ツテ目前事物ノ観察眼ヲ養フ
	進ミテハ自ら学修セントスル興味ヲ起サシム

また、当校の郷土科の設置目的・形式については、「趣旨」として示された以下の内容に端的に示されている。

「一、凡テノ学科ヲ単独ニ考フルトキハ其学科中心トナリテ価値ヲ過重視スル弊ニ陥ルモノナリ

殊ニ現在小学校ニアリテノ教科目余クニ多岐ニ涉リ過ギタル時ニ当リテハ他ノ教科ニ対スル正当ノ位置ヲ取ル様予ジメ考慮スベキナリ」

ここでは、郷土科の設置にいたる経緯に関わって、現在の小学校の教科目が非常に多岐にわたっており、こうした状況下では既存の教科目の教授が中心となるため、各教科目間の連絡・関連を図ることが困難であるとの現状認識が示されている。郷土科はこうした分科した教科目の連絡、さらには総合する役割を担う「教科目」として設置されたのである。この目的は設置形式の面においても、尋常科1・2・3学年及び4学年の1期までを国語科において「附带的」に、4学年の2、3期を「特設」し、5、6学年では「分科的」に取り扱うとの構想のなかに貫かれている。こうした当校の郷土科の目的は、先述した当校の雑科のそれとも共通するものである。雑科では、既存の教科目のなかで「説明補助」、「整理補修」が必要な内容を選択し深めること、また実科的内容といった教科目からぬけ落ちた内容を取り込むことで各教科目間の関連性を図り、教科目総体としての「総合化」が目指されていた⁽²⁴⁾。こうした雑科をはじめとした実践研究の蓄積が、当校の郷土科のなかには引き継がれていると考えられるのである。

4. 結 語

以上、明治後期の長野県における小学校郷土科の研究・設置動向について、若干の実践事例を取り上げながら考察してきた。まず、従来、明治後期の郷土科については、地方における設置は限られた事例とされてきたが、少なくとも長野県内では教育会や教員会・職員会などをはじめ各小学校においても盛んに郷土科に関する研究・実践がなされていたことが改めて史的に裏づけられた。また、それらの事例は設置形式の面においては、基本的に教則に基づき郷土科を国語科などの教科目に付設するという形式を採っていたが、設置目的の面では、それぞれ独自の背景をもっていたことが明らかになった。そして、さらに重要なのは、その設置目的が各校の郷土科の「教科目」としての性格に深く反映していると考えられる点である。たとえば、長野県師範学校附属小学校では、郷土科の「特設」の廃止に伴い、国語科の「補説」的な役割を果たす「教科目」として郷土科が位置づけられていた。また、諏訪郡高島尋常小学校では、教則中における教授内容の不足の認識に基づき、直観教授の初歩観念の育成を重視した「教科目」として郷土科が構想されていた。さらに、松本尋常高等小学校では、教科目が多岐にわたるための弊害の認識から各教科目間の関連を図るための「教科目」として、郷土科の在り方が模索されていた。おそらくは、こうした設置目的の差異が各校の郷土科の性格を実践上においても大きく規定しており、基本的には同様の設置形式を採りながらも独自の郷土科の実践を生み出した背景にあったのである。こうした各校における郷土科の実践の背景の更なる究明や具体的なカリキュラムの分析については別の機会に譲ることとしたい。

【註】

- (1) 梅根悟「社会科の歴史」(石山脩平他編『教育文化史体系Ⅱ』金子書房、1954年)
- (2) 当校における「雑科」の実践の展開過程については、拙稿「松本尋常高等小学校における

- 『雑科』の展開過程—教授内容の構成方法に着目して—(日本社会科教育学会『社会科教育研究』第86号, 2001年)を参照されたい。
- (3) 伏見猛彌『我国に於ける直観教授・郷土教育及合科教授』(日獨書院, 1935年), 101頁。
 - (4) 宮原兎一「郷土教育研究史序説」(『東京教育大学教育学部紀要』第13巻, 1967年)
 - (5) 中野光『大正自由教育の研究』(黎明書房, 1968年), 58-59頁。
 - (6) 前註(3), 103頁。
 - (7) 新井孝喜「明治後期東京高師附小における直観原理による特設教科の歴史的展開」(筑波大学大学院博士課程教育学研究科『教育学研究集録』第14集, 1990年)
 - (8) その一例としては, 附属小学校「国語教科書ニ関する調査」(『信濃教育会雑誌』第196・197号, 1903[明治36]年), 唐澤貞治郎「郷土ニ関スル教材表」(『同』第199号, 1903[明治36]年), 伊達義治「国定国語読本準據郷土科教材の排列」(『同』第221号, 1905[明治38]年)等が挙げられる。
 - (9) 信濃教育会「国定小学読本研究要項」(『信濃教育会雑誌』237号, 1906[明治39]年)
 - (10) 「東筑摩郡校長会協議事項」(『信濃教育会雑誌』207号, 1903[明治36]年)
 - (11) 「下伊那郡校長会協議事項」(『信濃教育会雑誌』213号, 1904[明治37]年)。なお, その後の記事には「同会にては先きに委員を挙げ専ら郷土科教材及び国民科教材並に郡下方言調を調査し居りしが過般調査済となりしを以て今回印刷に附して夫々郡下各小学校へ配布したり」とある(『同』216号, 1904[明治37]年)。
 - (12) 帝国教育会他六教育会答申并に第七回全国連合教育会決議「小学校の教授を実用的ならしむる方法」(『日本之小学教師』第126号, 1909[明治42]年)
 - (13) 影山清四郎「明治末期の郷土教育についての考察—『国民的社会的修養』を中心に—」(東京教育大学大学院博士課程教育学研究科『教育学研究集録』第10集, 1971年)
 - (14) 『長野県教育史 第4巻 教育課程編1』(長野県教育史刊行会, 1979年), 256-259頁。
 - (15) 『長野県内小学校尋常三四学年会研究録』(1910[明治43]年)
 - (16) 「附属小学校の教授細目」(『信濃教育会雑誌』198号, 1903[明治36]年)
 - (17) 長野県師範学校附属小学校編纂『国定教科書各科教授細目』(光風館, 1904[明治37]年)
 - (18) 『信州大学教育学部附属長野小学校百年史』(1986年), 196頁。
 - (19) 『高島学校百年史』(高島学校百年史刊行会, 1973年), 519頁。
 - (20) 当校の沿革史によれば, 1906(明治39)年3月2日, 「尋四用郷土誌を編纂し, 郷土科を始む」とある(「松本市立開智小学校沿革概要」1953年, 『重要文化財旧開智学校所蔵資料目録』資料番号I・2S・33)。
 - (21) 「国語科研究会記録 松本尋常高等小学校」(1906[明治39]年, 『史料開智学校 第9巻 組織と運営3』1996年, 史料番号39, 『重要文化財旧開智学校所蔵資料目録』史料番号Ⅶ・6-1M・13)
 - (22) 同上
 - (23) 「郷土科教授要項 松本尋常高等小学校」(1911[明治44]年, 『史料開智学校 第11巻 授業の実態1』1991年, 史料番号25, 『重要文化財旧開智学校所蔵資料目録』史料番号Ⅶ・3-1M・484。)
 - (24) 前註(2)